

●香川県選挙管理委員会告示第53号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、平成19年7月28日任期満了に伴う参議院香川県選出議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

平成19年6月8日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

テレビジョン放送		ラジオ放送	
一般放送事業者名	回数	一般放送事業者名	回数
株式会社瀬戸内海放送	2	西日本放送株式会社	1
西日本放送株式会社	1		